

# 北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業実施要綱

## 1 目的

青年が地域活動の実践を通じ、自らの能力の開発・向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の中核的人材や担い手として成長することにより、地域を活性化し、地域の元気を生み出すことを目的とする。

## 2 定義

この要綱において、「元気づくりプロジェクト」とは、地域の青年で構成し、1の目的に沿った活動を行う青年団体・グループであって、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 青年団体・グループの構成員又は事業参加者が複数市町村にまたがるものであること。
- (2) 交付金の交付対象となる活動を実施するための体制を有すると認められる青年団体・グループであること。

## 3 実施事業

事業の目的を達成するため、次の事業を実施する。

### (1) 地域活動基盤づくり事業

広い視野と行動力を持った青年を育成するため、青年の主体的社会参加を促すセミナー等を開催し、青年活動の機会を提供するとともに、青年の交流を進め、道内全体の青年の地域活動を促進する基盤づくりを行う。

なお、元気づくりプロジェクトが同様の事業を行う場合は、当該プロジェクトへの助成を以て充当することができる。

### (2) 地域活動支援事業

元気づくりプロジェクトが行う地域を活性化し、地域の元気を生み出すための活動に対し、助成するとともに、必要に応じて元気づくりプロジェクトへの助言、情報提供、活動の周知、他機関・団体等への協力要請などの支援を行う。

なお、助成のための交付金の取扱いについては、別に定める。

## 4 広報及び関係機関・団体への協力要請

本事業を円滑かつ効果的に実施するため、ホームページ等を活用した広報に努めるほか、道や道教育委員会、青年団体、市町村、市町村教育委員会等と連携を図り、必要な協力を得るものとする。

## 附 則

この要綱は、平成24年 5月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。